

発議第2号

米原市議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および米原市議会会議規則（平成17年米原市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、上記の議案を提出する。

平成28年11月4日提出

米原市議会議長 北村喜代信 様

提出者 米原市議会議員 前川 明

賛成者 米原市議会議員 山本克己

提案理由

議会広報の発行に伴う編集および調査研究に係る会議について、米原市議会会議規則第117条第1項の規定による協議等の場とするため、この案を提出するものである。

米原市議会会議規則の一部を改正する規則

米原市議会会議規則（平成17年米原市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

議会だより編集 委員会	議会広報の発行に伴う編集および調査研究を 行う。	議長が指名 する者	委員長
----------------	-----------------------------	--------------	-----

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

米原市議会会議規則新旧対照表

改正後				現 行			
米原市議会会議規則				米原市議会会議規則			
本則 略				本則 略			
別表（第117条関係）				別表（第117条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
略				略			
議会報告会担 当地区班会議	略			議会報告会担 当地区班会議	略		
議会だより編 集委員会	議会広報の発行に伴う編集および調 査研究を行う。	議長が指 名する者	委員長				
付 則							
この規則は、公布の日から施行する。							